(仮称)周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

本事業は、パシフィコ・エナジー徳山合同会社が、周南市において、最大で出力76,800kW程度(交流)、対象事業実施区域の面積約188.4haの太陽電池発電所を設置する事業であり、再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガスの排出削減による気候変動対策への寄与、環境負荷が少なく安定的な電力の供給、地域経済の活性化へ貢献することを目的としている。

また、本事業は、ゴルフ場跡地を利用することで造成面積を抑制するとともに、農薬を使用しないことにより植生の自然回復を促すなど、環境保全に関する一定の配慮が認められる。

一方で、自然地形を生かした起伏の大きいゴルフの丘陵コースに、大規模な太陽電池発電設備を効率的に配置するため、一定程度の土地の改変は見込まれており、その改変区域には、竜文寺樹林等の重要な群落の一部が含まれ、希少な動植物も複数確認されていることから、本事業による環境保全上の影響が懸念される。

こうしたことから、事業者は、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の記載事項はもとより、以下の事項についても十分に留意した上で、環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成すること。

1 全体的事項

- (1)環境保全措置、事後調査及び環境監視を適切に実施すること。なお、工事中又は施設の稼働後、現段階で予測し得ない環境保全上の支障が生じ、又はそのおそれが生じた場合には、速やかに関係機関と協議を行い、必要に応じて追加の環境保全措置等を講じること。
- (2) 事後調査及び環境監視に当たっては、環境の現状をできる限り悪化させないよう、 準備書で採用している調査・評価方法以外に新たな知見又はガイドライン等が示され た場合や、より適切な自主管理基準値等の設定が可能な場合においては、必要に応じ て調査・評価方法の見直しを行うこと。
- (3) 評価書では、計画熟度を高め、より具体的な事業計画の記載に努めること。なお、準備書で示された事業計画を変更することにより、環境への負荷が増大する場合にあっては、調査、予測及び評価結果について再検証を行い、必要に応じて環境保全措置等を追加すること。
- (4) 事業の進捗状況や環境保全措置の状況などについては、地域住民等に対し、分かりやすい手法で積極的に情報提供すること。特に、施設の管理方法や災害時・事業終了時の対応、水環境への影響等、地域住民等の懸念事項については、丁寧な説明に努めるなど、真摯に対応し、相互理解の促進に努めること。

2 個別的事項

(1) 水環境

ア 水の濁りの影響を低減するための環境保全措置については、局地的大雨や集中豪雨の発生を想定した対応についても具体的に検討し、その結果を評価書に記載すること。

イ 水環境への影響については、本事業による経時的な変動が見込まれることから、工 事中及び施設の稼働後における浮遊物質量について、環境監視を実施すること。

(2) 土地の安定性

本事業は、自然地形を生かした起伏の大きいゴルフ場として整備された土地に大規模な太陽電池発電設備を効率的に配置するため、一定程度の土地の改変が見込まれている。土地の改変においては、改変区域に確認された動植物への直接的な影響とともに、土砂の崩落又は流出による水環境等への影響も懸念されることから、工事の実施に当たっては、土地の改変を必要最小限に抑制し、排水対策や法面緑化等の環境保全措置を確実に行うこと。

(3)動植物・生熊系

ア 本事業は、ゴルフ場として整備された土地に太陽電池発電設備等を設置し、除草剤を用いない管理手法を採用することにより、ゴルフ場開発前への生態系の回復が期待される。評価書では、降雨が地面に浸透し、動植物の繁殖につながる工事計画・管理手法を分かりやすく記載するとともに、施設の稼働後は、環境監視により得られた結果を、他事例の参考となるよう、積極的に公開すること。

なお、生態系回復の過程においては、大型獣類を誘引し、周辺の生態系へ影響を 与えることのないよう配慮すること。

- イ 対象事業実施区域内で確認された動植物については、改変区域内に確認された重要な種のみでなく、その周辺に生息・生育する種についても改変の影響を受けるおそれがある。このため、環境影響を受ける範囲を適切に抽出した上で、適切な環境保全措置又は環境監視を実施すること。
- ウ 希少な動植物の移設等に当たっては、移設等の場所及び方法の適切な選定が、移 設・移植先への影響の回避及び移設等の成否の重要な要素となることから、専門家 の意見を踏まえて、適切に選定した上で、慎重に行うこと。
- エ 対象事業実施区域には、特定植物群落である竜文寺樹林及び植生自然度 9 のモミ 群落が存在し、その一部を改変するとされているが、準備書では、正確な群落範囲 や具体的な伐採計画が明らかとなっていない。このため、評価書では、これらの群 落範囲を可能な限り明らかにするとともに、その改変については、回避又は最小限 に抑制すること。

(4) 景観

対象事業実施区域は、市指定史跡である陶氏墓所を含めた龍文寺敷地と隣接している。龍文寺周辺の後世に伝えていくべき厳かな景観資源を損なうことがないよう、敷地境界に生育する樹木の保全はもとより、発電設備周辺に設置する柵塀等、太陽電池発電設備の附帯設備の色、配置等についても、十分に配慮すること。

(5) 廃棄物

太陽電池発電設備については、有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行うこと。また、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努め、やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。